

桑名市自殺対策計画及び健康づくりビジョン策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務

桑名市自殺対策計画及び健康づくりビジョン策定支援業務

2. 業務目的

自殺対策基本法に基づく自殺対策計画及び健康増進法に基づく健康増進計画(以下「健康づくりビジョン」という。)の策定にあたり、住民アンケート調査の実施・集計・分析、並びに自殺対策に係る現状分析及び課題整理等を行い、計画策定の基礎資料とする必要がある。

このため、各制度に関する専門的知識や同種業務の実績を有し、自殺対策及び健康増進を取り巻く環境について深い理解を有する事業者から調査・分析に係る適切な支援を受けることにより、本市の現状や地域特性を的確に反映した基礎資料を整備し、実効性の高い自殺対策及び健康づくり施策の推進を図ることを目的とする。

※計画期間は、いずれも6年間(令和10年度～令和15年度)とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

4. 委託内容

全体スケジュール

別紙を参照

令和8年度

(1) 自殺対策計画及び健康づくりビジョン策定に向けた住民アンケートの実施

○ 調査票等の作成

- ・ 対象は、一般市民(15歳以上)から抽出した3,000人とする。
- ・ 調査票の設計にあたっては発注者と十分に協議を行い、承認を得た上で確定させること。
- ・ 調査票の規格は、A4(またはA3二つ折り)で、両面モノクロ(または一色刷り)とすること。
- ・ 調査票等の送付用封筒(角2)及び返信用封筒(長3)を作成(印刷)すること。
- ・ WEB方式でも回答できるよう、回答フォームを作成すること。

○ 発送・回収

- ・ 発送について、宛名印字、封入封緘、発送作業一式を行うこと。

- ・ 返信用封筒には、受託者が所管郵便局にて「料金受取人払」の承認手続きを行った上で、その表示を印刷すること。
- ・ アンケートの回収に係る「料金受取人払」の郵便料金および手数料は、すべて委託料に含むものとする。回収数 1,800 通（回収率 60%）を想定して見積もること。

（２）アンケート結果の集計

- ・ 調査票（紙）による回答は電子データを作成し、web による回答のデータと併せて整理すること。
- ・ 男女別、年齢階層別、世帯状況別、居住地区別等の集計（クロス集計）などを行い、集計表を作成すること。

（３）アンケート結果の分析

- ・ アンケート結果の図表化と分析（自殺対策計画及び健康づくりビジョンの基礎資料となる分析）を行うこと。
- ・ 自由意見内容の整理・分類を行うこと。

令和 9 年度

（１）桑名市における自殺対策の現状分析と課題分析

- ・ アンケート分析結果及び既存データ（国勢調査、自殺統計等）を用いた実態・課題を把握し、分析を行うこと。

（２）現計画（桑名市いのち支える行動計画）の評価

- ・ アンケート分析結果及び既存データによる分析結果をもとに、現計画の評価を行うこと。

5. 成果品

①アンケート実施報告書

アンケート概要、回収状況、集計概要、アンケート結果の分析内容等
アンケート集計結果表（Excel）

②自殺対策現状・現状分析報告書

③いのち支える行動計画評価報告書

- ・ 納品形式：必要に応じて、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point を使い分けて作成
- ・ 部数：紙 1 部、データー一式
- ・ 納品の際には、資料について、市の担当者に十分な説明を行うこと。
- ・ 納品期限：① 令和 9 年 5 月 31 日
②③ 令和 9 年 8 月 31 日

6. その他

- (1) 受託者は業務実施にあたり、速やかに市と打合せのうえ作業方針等を決定し、その後も市と綿密に連携を図りながら業務を進め、市の指示に従うこと
- (2) 受託者は、臨時的に至急、市・受託者による協議・打合せ等が必要となった場合に備えて、迅速な対応を可能とする体制を整えること。また、委託期間を通じて、アンケート結果や分析結果への問い合わせに対応すること。
- (3) 市は受託者に対して可能な範囲で必要な資料を貸与する。
- (4) 受託者は、業務完了後、受託者の明らかな過失に起因する成果品の不良個所が発見された場合、市が必要と認める訂正、補足およびその他必要な作業を受託者の負担において実施しなければならない。
- (5) 本委託業務によって収集または編集・作成された資料等の一切の著作権は、市に存する。
- (6) その他本仕様書に定めのない事項については、双方で協議のうえ決定すること。
- (7) 成果品の電子データについては、CD-R又はDVD-R等の記録媒体を作成し、納品すること。